

平成29年度 県立障害者リハビリテーションセンター事業計画

I 基本方針

リハビリセンターの運営に当たっては障害者福祉法、障害者総合支援法の趣旨に基づき、ご利用者ができるかぎり自立した日常生活や社会生活を営む事ができるよう、利用者本位のサービスに努め、指定管理者として群馬県と連携のもと、次の項目を基本方針として事業を運営する。

- 1 ご利用者が「納得」するサービスを提供し、「選ばれる施設」を目指す。
- 2 県立施設としての「役割」を一層発揮し、障害者支援の拠点となることを目指す。
- 3 民間法人の柔軟性・機動性を発揮し、効率的かつ効果的な経営を目指す。
- 4 職員一人ひとりが自己研鑽に励み、資質向上と専門性の向上に努める。

II 実施内容

社会福祉法第2条第4項で定義する第一種社会福祉事業を、障害者総合支援法第5条第11項に規定する障害者支援施設として、就労支援部、生活支援部の2部制により、就労移行、就労継続B型、生活介護、機能訓練、生活訓練及び短期入所の各障害福祉サービスを提供するとともに、併せて施設入所支援を行う。

また、附属診療所を併設し施設利用者の診療及び健康の保持増進に努めるとともに、職員・法人内他施設・近隣施設への対応も行う。

III 平成29年度重点項目

- 1 平成28年度は、「群馬県立障害者リハビリテーションセンター再編整備基本計画（群馬県策定）」に則り、新棟の建設が進み、平成29年2月1日に新棟完成記念式典を挙行了。平成29年3月1日より利用を開始している。北棟（現施設）と南棟（新棟）は一体運営とする。
- 2 生活支援事業と自立支援事業の連携の在り方や介護と看護の連携の在り方を検討し、新棟におけるサービスの質をより一層高めるよう取り組んでいく。
- 3 特に、難病のご利用者の支援に注力するとともに、新たに開始された生活訓練事業で行う高次脳機能障害者の訓練プログラムを精度の高いものとなるよう、多方面からの情報収集を徹底するなど対応を強化する。
- 4 平成27年度から事業団のグループホーム「まるべりー」が開所となった。就労支援事業は入所ご利用者の地域移行を進め、平成29年3月末に完全通所型施設に移行した。クリーニング事業については平成29年6月末を目途に操業を停止する予定である。第4期の指定管理者期間は、平成30年3月31日で終了する。平成30年4月1日以降は、グループホーム「まるべりー」との連携を保持する中での就労支援事業の継続的実施が最大課題となる。このため事業拠点の確定及び事業内容の再検討等を含め、早急に多角的な検討を進め、平成29度の上半期中に具体的な将来ビジョンを策定する。

IV 部門別計画

1 総務部

(1) 方針

- ① 施設運営にかかる様々な課題、情報等を積極的に拾い上げ、施設内に広く発信し、各セクションと一体で検証し、解決に導くよう「施設の心臓」としての機能を果たす。
- ② 経営の基本である「費用対効果」の視点を重視し、「ムダ」「ムリ」の排除に努め、なお一層の「効率的な施設運営」に取り組む。
- ③ 北棟（現施設）と南棟（新棟）との一体的な運用に向けた各種申請や手続き、備品、消耗品の調達等を計画的に進める。
- ④ 給食を通して、ご利用者の生活における楽しみを提供するとともに、健康管理に取り組む。

(2) 実施内容

[総務課]

- ① 資金・労務・施設・危機等の管理を徹底し、リハビリセンターの各セクションを横断的に統括する形で業務に当たる。
- ② 各単位会計の経理状況を分析し、「最小の経費で最大の効果」が発揮できるようリハビリセンター全体をマネジメントする。
- ③ 北棟（現施設）の改修に伴う県や建設業者、各セクションとの連絡調整に当たる。

[栄養課]

- ① 日常メニューの他、季節の行事食、お誕生日お祝い御膳、バイキング、郷土料理、リクエストメニュー等、ご利用者が楽しめる幅広い献立とし、管理栄養士による栄養バランスの取れた給食を提供する。
- ② 「栄養ケア・マネジメント」に基づく個別の栄養管理を行い、他職種と協働して健康状態を観察・把握し利用者個人のQOLの向上を図る。
- ③ 衛生管理を徹底して、安心安全な給食の提供を行う。
- ④ 南棟（新棟）でのスムーズな業務運営と北棟（現施設）・南棟（新棟）ご利用者への給食の提供の体制を整備する。
- ⑤ 北棟（現施設）改修時のご利用者への給食提供をスムーズに行えるように調整を行う。

(3) 課題

- ① 就労支援部の通所化等事業内容が変化する中で、リハビリテーションセンター総収入が減少し、人件費等の固定経費の上昇による経常経費の増加により経営環境が悪化してきている。更なる効率的な運営が求められる。
- ② 群馬県策定の「リハビリセンター再編整備基本計画」による新棟建設・既設棟の改修を考慮し、建設以来40年を向かえ老朽化する施設・器具の適正な補修・更新を行う。
- ③ 苦情・要望への対応を強化し、サービスの改善や質の向上につなげる。
- ④ ご利用者の安全確保を第一とした防災対策の徹底と、俊敏な対応力を強化する。
- ⑤ 職場研修、派遣研修について、計画的に実施する体制を整える。
- ⑥ 新会計基準についての理解を深め、よりスピーディーで適切な経理事務を行う。

- ⑦ 複雑化するご利用者の食事への要望に、可能な限り対応することが求められている。
- ⑧ 各種サービス報酬単価の改定やサービス内容の変更等に対して間違いのない請求業務を徹底するため、各セクションと連携を強化する。

(4) 平成29年度重点項目

- ① 福祉施設運営経費において比重の大きい人件費増大抑制のため、ご利用者のサービスを担保した上で、適正な職員配置を再度精査し、効率的な運営を図る。
- ② 南棟（新棟）利用開始に伴い、北棟（現施設）におけるご利用者の良好な生活空間を確保する。
- ③ 北棟（現施設）の改修を視野に入れ、補修必要箇所を改めて精査し、ムダなく改修するよう心がける。
- ④ リハビリセンター内における苦情・要望への流れを検証し、チームとして再発防止に向けて取り組む。
- ⑤ 各部における年間研修計画を総務部で集約し、計画的な研修体制を整える。
- ⑥ 施設サービスの報酬構造について全職員の理解を深めるため、分かり易い構造表を整理し、最も経営効率の高い報酬に対応できる運営体制を全所で模索し整備する。
- ⑦ 財務・経理にかかる情報共有を徹底し、新会計基準に対応する理解を深めるとともに、一定の財務分析の形を作り上げる。
- ⑧ ホームページ及びパンフレットを刷新し、情報発信力を強化していく。
- ⑨ 食事に対する利用者の要望には随時対応し、盛り付け、彩り等に気を配りながら、常に利用者目線で食事の提供を行う。
- ⑩ 食べやすい形や大きさを追及と、バイキングなど行事食への力をさらに注ぎ、食事の満足度をアップさせる。

2 医療健康部

(1) 方針

- ① 重度化、高齢化するご利用者が健康で明るい毎日を過ごせるように、他のセクションと連携して診療及び看護を行います。
- ② 生活習慣病予防の意識付けを中心に、ご利用者が自らの健康に関心を持ち、疾病予防とセルフケアができるように支援していきます。
- ③ 感染症に対する予防対策をマニュアルに沿って行い、発症や拡大を防ぎます。

(2) 実施内容

① 疾病予防

ア 生活習慣病の予防・早期発見・治療・病識アップに向けた取り組み。

月1回・・・体重・血圧測定、生活習慣病や生活不活発病についてのリーフレット配布や説明、健康相談

年2回・・・健康診断（前期-採血・検尿・心電図・診察、後期-検尿・診察）

随時・・・内科医による検査結果の説明と予防や治療に対する生活指導、セルフケアの指導、食事指導など。

イ 入所時健康チェック（胸部X線撮影、検尿、採血、心電図）を実施。

ウ 感染性疾患（結核、インフルエンザ、ノロウイルス等）の予防措置及び診断を行う。

エ 口腔ケアについての指導を行い、齲歯（虫歯）・歯周病の予防をするとともに肺

炎などの二次感染を防ぐように努める。

② 健康管理と医療、看護の充実

ア ご利用者が必要と思われる疾患について個々に分かりやすく説明し、セルフケアの方法を指導する。

イ 病状急変時には迅速に初期治療を施すとともに、病状が重篤と判断した場合は病院に連絡し調整のうえ適切な対応を図る。

ウ 持続可能な夜間看護体制の一層の充実に努める。

③ リビングウイルを尊重し、終末期をどう生きるか事前に表明したい方の相談をお受けする。

(3) 課題

① 難病のご利用者への医療看護体制の在り方を確立する。

② 痰吸引等の医療ケアの増加に対し、スタッフの対応スキルをアップさせ安全に対応するための体制を確立する。

(4) 平成29年度重点項目

① 難病のご利用者への看護体制の在り方を確立する。

② 痰吸引等の医療ケアの増加に対し、職員のスキルアップを図り、安全に対応するための体制を確立する。

3 就労支援部

(1) 方針

① ご利用者一人ひとりの「意欲」「能力」「適性」に応じ、目標を明確にし、個人の能力を最大限引き出せるよう個別支援計画に基づいた就労支援サービスを提供し、自立した日常生活や社会生活ができるよう支援する。

② 多様な作業訓練を提供し、一般就労に繋げ、長く継続して就労を続けられるよう支援を行う。

(2) 実施内容

① 就労継続支援B型事業 利用者定員34名

生産活動の場を提供し、作業を通じ安定した生活や社会との繋がりを作り、就労に必要な知識及び能力向上のための訓練を実施して、様々な可能性に挑戦し就労意欲の向上に努める。また、生産性を高め、工賃の向上を目指す。

[作業訓練]

ア クリーニング作業：寝具、オムツ等のクリーニング作業（6月操業停止予定）。

イ 情報印刷作業：封筒、名刺、会議資料等の印刷及び設計図等のアパッチュアカード製作作業。

ウ 組立作業：自動車製造補助部品の段ボール組立作業。リサイクル尿取りパッドの製作作業。工業用パッキンのプレス作業。

エ 売店：切手、はがき類、日用品の販売及び商品管理作業。自主製品（ブルーベリー栽培、ジャム）販売。

オ 清掃作業：所内における、玄関フロア、トイレ、廊下、食堂等の日常清掃請負作業。施設外就労（法人内施設）としての清掃請負作業。その他施設内での洗濯物整理の請負作業。

カ 介護補助作業：生活支援部の介護業務補助としての昼食下膳及び清掃作業。

② 就労移行支援事業 利用定員 6 名

就労訓練活動の場を提供し、有期 2 年の中で事業所内の作業を通じ能力・適性を勘案の上、就労に必要な知識及び能力向上のための支援を実施する。また、関係機関との連携を図り、職場実習から一般就労へと繋がる支援と、就労後の職場訪問や相談支援等の定着支援に努め、就労が継続できるよう支援する。

ア 作業訓練 : B型支援事業を通して、就労に適した能力を引き出し、企業に求められる技術を取得できるよう個別に支援する。

イ 社会適応訓練 : 就職に向けての模擬面接や、社会性向上のための職場マナー、言葉使い、身だしなみ等の指導及び訓練を必要に応じて個別または集団で行うことにより、就職した際の職場適応力を高める。

ウ 施設外支援（職場見学・実習）

: 実際に企業内で作業を行うことで、利用者の職場環境への適応状況の把握とそのための訓練を実施します。

エ 就職支援 : ハローワーク、障害者就業・生活支援センター等と連携し、就職情報の提供、マッチングのチェック、就職面接会への参加など、積極的な支援を行う。

オ 定着支援 : 職場訪問、定期連絡、相談支援等、常に寄り添う姿勢での支援を継続する。

③ 施設入所支援事業 利用終了

平成 23 年度の障害者自立支援法の施行以降、通所利用が基本となったことから、従来施設入所されていたご利用者に対して、5 年間計画的に地域移行を進め、平成 29 年 3 月で入所者がゼロとなり、完全通所型事業への移行が完了した。今後は、これまでのセーフティーネット要素を維持しつつ、地域に於ける通所事業所としての機能展開が可能となるよう、社会的役割を担うべく運営を推進する。

(3) 課題

- ① 一般就労後の職場定着支援を強化する。
- ② クリーニング事業の整理を進める。
- ③ 新規事業を開拓する。
- ④ 新規通所利用者を獲得する。
- ⑤ 工賃向上計画に基づいて支給工賃の向上を目指す。
- ⑥ 完全通所型事業へのスムーズな移行と、新たな事業の在り方を構築する。

(4) 平成 29 年度重点項目

- ① 設備の老朽化等により、クリーニング事業を段階的に縮小し、整理していく。
- ② パソコン検定の資格取得を推進し、就職先の幅を広げ、希望した就職ができるよう支援する。
- ③ 施設外就労での清掃事業の拡大を進めるとともに、ジャム・乾燥枝豆等の食品加工や生活支援部での昼食下膳・洗濯物整理等の介護補助事業の一層の充実を図ると共に、新規事業の開拓も行い、事業の幅を広げていく。
- ④ 特別支援学校からの実習受け入れを積極的に進めると共に、関係機関や支援センターと連携し、利用者増に努める。
- ⑤ 工賃向上計画に沿って、1ヶ月平均 19,000 円以上の工賃支給を目指す。

4 生活支援部（生活支援課）

(1) 方針

- ① リハビリテーションと自立支援の働きかけを強化し各人の状態に応じた「自立域の拡大」と「生活の質の向上」を目指す。
- ② サービスの質の向上を目指し、「安全・安心・快適」な生活の保障と、重度障害者であっても「その人らしく」より豊かな生活が送れるよう支援する。
- ③ 県立の福祉施設として、セーフティーネット機能を発揮し、他の民間施設では受入困難なご利用者を積極的に受け入れ支援する。

(2) 実施内容

- ① 「自立域の拡大」と「生活の質の向上」
 - ア ご利用者の状態に応じて「自分でできることは、自分で行う」よう働きかけ、自分でできることの素晴らしさと達成感を理解していただき、日常生活の幅を広げられるよう自立支援をより一層推進する。
 - イ ご利用者の意欲や要望、適性等を勘案しながら、創作活動・軽作業・レクリエーションの機会を提供し、自立域の幅を広げるために活用する。
 - ウ 理学療法士・作業療法士等の専門職を配置し、介護・相談・訓練・看護の各部門が情報を共有しながら、協働して日常生活動作の維持・向上に努める。
- ② 豊かな生活が送れるような支援
 - ア 職員間の連携・情報共有を強め「チームアプローチ」の観点で「個別支援計画」の策定及び定期的な見直しを行い、適切なケースマネジメントに努める。
 - イ 計画の作成に当たっては、自らの生き方を自らの意思で決めていただくものと捉えて、ご利用者の思いとスタッフの考えを一つにして、一人ひとりが納得出来るサービスを提供する。
 - ウ 個別的なリハビリテーションの対象者については「リハビリテーション実施計画書」に基づいて、機能維持を目的とした訓練を実施し、進捗状況のチェックと計画の見直しを逐次実施する。
 - エ 理学療法士・作業療法士の生活場面への関わりを強め、ご利用者の利便性・日常生活動作向上に向けて、個々の身体状況に応じた自助具を提供するなど生活に密着した支援を行う。
 - オ ご利用者一人ひとりの個別ニーズに対応するため、相談援助体制を充実する。
 - カ 「自治会との話し合い」を隔月で開催し、利用者の声が反映される生活しやすい施設作りを目指す。
 - キ 各種クラブ活動等の余暇活動を幅広く展開する。
 - ク 施設の行事はもちろんのこと、障害者作品展などの地域行事にも積極的に参加して、社会との交流を深める。
 - ケ 「個人活動」(ご利用者が担当介護員の介助を受けて、原則マンツーマンで自由に実施日を設定して日帰りで行う施設外活動)を一人当たり年3回実施しているが、内容の更なる充実に努める。
 - コ 個人外出への支援、外出地の関連情報等の提供を積極的に行う。
 - サ 重度高齢の障害者であっても、地域移行を希望するご利用者へは、相談支援事業所との連携のもと移行のための幅広い情報を提供し、積極的に支援を行う。
 - シ 毎年実施している利用者満足度調査等の結果を基に、常に自分たちのサービスを検証し改善をする。
- ③ 期待される役割発揮
 - ア 24時間看護体制を実施し、看護職員を手厚く配置して、より多くの重度者を

受け入れる施設として県立の役割を発揮する。

イ 制度の狭間にある障害者や市町村、関係機関からの緊急の短期入所の依頼に対しては、積極的に受け入れる。

ウ 介助の常時臥床者へは、特に医療部門との情報共有に努め健康管理に配慮しながら、ベッド上や居室中心の生活に終始することなく、計画的な施設内外の散策や諸行事に積極的に参加していただくなどの離床を進め、生活に変化と潤いを与えるよう努める。

エ いわゆる「特異行動者」「支援困難者」へは、必要に応じて精神科医師からのアドバイスをもとに、家族と連携し適切な支援を行う。

(3) 課題

- ① 新設した難病の方対応個室を含む南棟（新棟）での重度利用者への医療的ケア体制を確立する。
- ② 介護・看護の連携強化のため、現行のサービス内容を整理し、担当の明確化を進め、お互いの実施内容を把握し、介護・看護職員の適正配置を行う。
- ③ リビングウィルを尊重し、最期まで尊厳を持って生きていくことを支援する。
- ④ 個別支援計画の作成にあたり、広くチームの意見を集約し、チームでプランを共有して、サービスを提供する。
- ⑤ 障害者虐待防止法を踏まえ、虐待防止への取り組みを強化する。
- ⑥ 個浴の導入により、ご利用者の状態に合わせた入浴形態を検討し、入浴技術を向上させ、安全で楽しみな入浴を支援する。
- ⑦ インフルエンザやノロウイルスなど感染症の予防と感染拡大の防止に努める。
- ⑧ 更なるサービス向上に向け、積極的な外部研修への参加を進め、介護を担うスタッフが最新の情報や知識を得る機会を設ける。
- ⑨ 法人独自の介護スタッフ評価制度（評価基準の自己評価・評価者評価、目標設定・OJT・結果振り返り）を活用してケアの統一を図る。
- ⑩ 今後の福祉人材育成のため、新人教育に力を入れ、積極的に介護実習も受け入れて、スタッフも教えることで自らも成長し、実践的な技術向上の場となる施設にする。
- ⑪ 南棟（新棟）における機能強化の一つとして「福祉マンパワーの育成支援」を具体化するよう研修等の体制を確立する。

(4) 平成29年度重点項目

- ① 少人数ケアのメリットを最大限活かすケアチーム体制を確立する。
- ② 難病の方の受入れ体制を確立する。
- ③ 介護スタッフによる喀痰吸引等について、資格取得のための研修参加を進め、毎年1～2名受講し、さらなる医療的ケアの充実を図る。
- ④ 身体拘束廃止検討委員会を中心に虐待防止の為に職員意識強化として、「やさしいかいごチェックリスト」を使用した年2回の自己チェックや虐待防止研修を実施する。
- ⑤ 人材育成として、新人職員にはFT制度に加えて実技コーチを配置し、一定期間マンツーマンで指導を行うとともに、介護スタッフ評価制度を活用し、各自がステップアップを図り成長しながら全体の介護技術の向上を図る。
- ⑥ 昨年度実施したサービスの点検を行い、利用者満足度調査における不足していたサービスの改善を目指す。
- ⑦ 新規に導入した2種類の個浴を用いて、残された機能を発揮できる入浴や機械

浴であっても流れ作業でなくゆったりくつろげる入浴を支援する体制を整備する。

- ⑧ 障害者支援の分野におけるマンパワー育成のニーズを広く拾い上げ、これに応えるよう研修等の実施について検討する。

5 生活支援部（自立支援課）

（1）方針

- ① 病院のリハビリテーションを終了された段階でもなお地域生活に課題のある方や自宅で生活していても新たに課題が生じた方に、各種の機能回復訓練、日常生活訓練、社会適応訓練等を行い、その人らしいより豊かな生活を送れるよう適切な訓練や相談援助のサービスを提供する。
- ② 高次脳機能障害者の方々に対し、作業療法や認知訓練、生活訓練等を通して生活能力を高め、安定した日常生活を送れるよう、訓練や相談援助のサービスを提供する。

（2）実施内容

- ① 利用者の合意を得た個別支援計画・リハビリテーション実施計画に基づいて、多様な専門職種の連携の基に、訓練や相談援助のサービスを提供する。
- ② 利用者の生活そのものに重点をおき、日常生活動作や日常生活関連動作などの生活能力・社会生活力向上のために支援する。
(例) 着替え、入浴、排泄、洗濯、調理、通院、買い物、銀行等の利用、公共交通機関の利用、社会資源の活用、福祉用具及び住宅改修プランの助言・立案
- ③ 医療機関と連携し、病院でのリハビリが終了してもなお地域生活に支障がある障害者には、より細かな訓練プログラムを提供し、現地での訓練などを行い、地域で自立した生活が営めるようサポートする。
- ④ 家庭復帰を果たしても、活動量が減り、機能低下となってしまう、介護依存・過剰介護などの悪循環に陥っている障害者へ再度訓練を実施して、安定した生活を取り戻せるよう支援する。
- ⑤ 支援サービスが不十分な高次脳機能障害者を積極的に受け入れ、実生活の場面に即して、訓練や相談援助のサービスを提供する。
(例) 代償手段の獲得（スケジュールノートやコミュニケーションノートの活用等）、健康、服薬、時間、金銭、安全・危機等の生活管理能力の向上、障害認識の向上、生活リズムの確立、対人技能の向上
- ⑥ 福祉的就労・一般就労を目指す方へ、次の就労関係機関と連携を図り、必要な訓練を提供する。
(例) パソコン技能、軽作業、補助具の活用、機能・体力・持久力の向上、職場や他機関との連絡調整
- ⑦ 多機能型施設のメリットを活かし、生活支援課の介護機能を活用してサービスの幅を広げ、障害程度の重いご利用者も入所サービスを利用した効果の高い訓練を提供する。

（3）課題

- ① 新法に移行し入所期間が制限（原則1年6カ月）されて以降ご利用者は減少したままで、赤字体質を改善できていない。
- ② 多機能型になったが、メリットを活かした入所型訓練の利用拡大の伸び悩み。

- ③ 平成29年3月1日から、生活訓練事業を開始した。支援体制の確立、支援対象の明確化や訓練方針、支援プログラムの検討・整備を進める。

(4) 平成29年度重点項目

- ① ご利用者の増加を目指し、病院、市町村、相談機関、団体、ご本人やご家族へ働きかける他、ご利用者のニーズを探り、利用しやすいサービス環境を整えるよう見直しを行う。
- ② 立ち上げて間もない相談支援事業所へは、直接に訪問し、サービス内容の周知から進めてアピールをしていく。
- ③ 病院に対しては、医療ソーシャルワーカー協会の会員に説明会を行うなど、介護保険サービスの他にも、障害福祉サービスで、障害者のリハビリができることを力説していく。また、訓練担当のPT・OTも病院等へ出向き、情報交換、関係づくりを図り、ご利用者の増加に繋げる。
- ④ 遠方で通所できない場合、入所利用が可能であること、24時間の生活の中で、時間制約も少なく支援できる入所利用の利点を伝える。
- ⑤ 生活支援課と連携して、検討グループを設置し入所サービスの在り方について抜本的な見直しを行う。
- ⑥ 高次脳機能障害の個別・グループ訓練について、研修の参加や先進施設での実習を行い、専門的な知識・技術を習得して、支援の方向性・支援プログラムを具体的に策定する。
- ⑦ 重度障害者や要介護者を試行的に受け入れ、適切な支援を確立すると共に、受け入れが可能な訓練対象者の範囲を広げていく。

6 附属診療所

(1) 方針

- ① 附属診療所は、保険医療機関（医療法第1条の5第2項に規定する診療所）として、障害者リハビリテーションセンター利用者等への医療の確保を図り、診療及び健康の保持増進に努めると共に職員の健康管理について、健康診断の結果に基づきセルフケアの指導を行う。
- ② 法人内他施設からの要請に基づき、常勤医が産業医や施設の嘱託医として活動する。

(2) 実施内容

- ① 内科、リハビリテーション科、整形外科、精神科（関係法規等：医療法第6条の5第1号第2項、及び同法第6条の6第1項に規定する医療法施行令第3条の2第1項第1号）による診療及び健康の保持増進を図る。

(3) 課題

- ① 障害者リハビリテーションセンター再編基本計画における新棟内診療所の在り方を検証する。
- ② 就労支援部利用者の地域移行推進により、外来診療報酬が減少する。

(4) 平成29年度重点項目

- ① 附属診療所としての機能を見直し、確立する。
- ② 法人内における唯一の診療所として、法人内職員へ診療を行っている旨の周知を図り、職員の健康維持に資するとともに、外来診療報酬の増加に努める。